

北海道公報

目次

ページ

発行 北海道 (総務部法制文書課)
電話 011-231-4111 (内線 22-271)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

規則

- 大麻取締法施行細則の一部を改正する規則 (薬務課) 二
- 北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則 (水産経営課) 五
- 北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則 (資源管理課) 六
- 建築基準法施行細則の一部を改正する規則 (建築指導課) 七
- 北海道財務規則の一部を改正する規則 (出納局総務課) 九
- 北海道企業職員給与規程の一部改正 (企業局総務課) 九
- 北海道道議会議事規則の一部改正 (道議会議事事務局) 一一
- 北海道道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則 (道公安委員会規則) 一一
- 北海道公安委員会規則の一部を改正する規則 (道公安委員会規則) 一一

公布された規則のあらまし

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則(規則第百十六号)

一 趣旨

大麻取扱者の免許申請の添付書類等について所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 大麻取扱者の免許申請に係る添付資料について定めることとした(第三条関係)。
- 2 大麻取扱者免許証の返納の届出の手続について定めることとした(第四条第二項及び別記第二号様式の二関係)。
- 3 大麻草の種子の譲渡の届出の手続について定めることとした(第六条の二及び別記第五号様式の二関係)。
- 4 大麻の栽培の目的等の変更の届出の手続について定めることとした(第七条の二及び別記第六号様式の二関係)。

- 5 事故の届出の手続について定めることとした(第七条の三及び別記第六号様式の三関係)。
- 6 大麻の栽培の状況の記録の手続について定めることとした(第九条及び別記第七号様式の二関係)。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則(規則第百十七号)

一 趣旨

沿岸漁業改善資金の貸付対象を拡充することとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

経営等改善資金に環境保全型ガソリン船外機の設置に必要な資金として環境保全型ガソリン船外機(四サイクル)設置資金を追加することとした(第二条の表関係)。

三 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとした。

北海道海洋生物資源採捕数量等報告規則の一部を改正する規則(規則第百十八号)

一 趣旨

海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(以下「基本計画」という。)及び北海道の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(以下「道計画」という。)の変更に伴い、所要の改正を行うこととするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 基本計画の変更により、本道における「まあじ」の漁獲可能量が定められたことに伴い、「まあじ」を採捕する漁業」について、採捕数量等を報告する漁業に追加することとした(第二条関係)。
- 2 道計画の変更に伴い、採捕数量等の報告の方法に関する海域区分について改めることとした(第四条関係)。
- 3 基本計画及び道計画の変更に伴い、従前の様式を改めることとした(別記様式関係)。

三 施行期日

この規則は、平成十五年四月一日から施行することとした。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(規則第百十九号)

一 趣旨及び内容

建築基準法等の改正に伴い、許可及び認定申請手続について所要の改正を行うこととし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。
北海道財務規則の一部を改正する規則（規則第二百十号）

一 趣旨

納入義務者の利便性の向上に資するよう、自動払込みの方法による郵便振替により歳入の納付ができることとするため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 納入義務者が自動払込みの方法により歳入を納付する場合の手続について定めることとした（第五十七条の二関係）。
- 2 収納代理郵便官署は、自動払込みの方法により歳入を納付する旨の請求があったときは、これに応じなければならないこととした（第二百九十四条第二項関係）。
- 3 その他規定の整備を行うこととした。

三 施行期日

この規則は、平成十五年四月一日から施行することとした。

北海道職員等の育児休業に関する規則の一部を改正する規則（北海道人事委員会規則一七一三）

一 趣旨

教育公務員特例法の改正に伴い、関係規定を整備する必要があるため、この規則を制定することとした。

二 内容

教育公務員特例法第二十条の三が同法第二十条の五に改められたことに伴い、関係規定の整備を行うこととした（第二条第一項第一号関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十五年四月一日から施行することとした。

北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則（北海道公安委員会規則第八号）

一 趣旨

近年のIT化等の進展に対応し道民に分かりやすい規則の提供等に資するよう、現に公布されている北海道公安委員会規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きとすることとし、併せて規定の整備を行うため、この規則を制定することとした。

二 内容

- 1 既存規則の形式を左横書きとすることとした（第二条関係）。
- 2 既存規則について、左横書きとすることに伴い必要となる用字及び用語の整理その他規定の整備を行うこととした（第三条関係）。

三 施行期日

この規則は、平成十五年一月一日から施行することとした。

規 則

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十四年十二月二十七日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第十六号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（昭和二十八年北海道規則第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の二項を加える。

2 大麻取扱者のうち大麻栽培者の免許を受けようとする者が提出する前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 法第五条第二項第一号に該当するかどうかに関する医師の診断書
- 二 履歴書（法人にあつては、登記簿の謄本）
- 三 大麻の栽培の目的及び計画並びに大麻の利用及び処分の方法を記載した書類
- 四 大麻の盗取又は紛失を防止するために講ずる措置を記載した書類
- 五 大麻の栽培地の区域を明らかにした図面及び当該栽培地の付近の見取図
- 六 大麻草、大麻草の種子及び繊維等を保管する設備の概要図
- 七 栽培に使用する大麻草の種子の入手方法及び当該種子のテトラヒドロカンナビノールの含有量を明らかにした書類
- 八 大麻の栽培地が自己の所有に属する場合にあつては、当該栽培地の登記簿の謄本
- 九 大麻の栽培地が自己の所有に属しない場合にあつては、当該栽培地の使用について権原を有することを証する書類

3 大麻取扱者のうち大麻研究者の免許を受けようとする者が提出する第一項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 前項第一号及び第四号に掲げる書類
- 二 研究の目的及び計画を記載した書類
- 三 大麻草を栽培する場合にあつては、前項第五号及び第六号に掲げる書類
- 四 第四条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 法第十条第四項の規定により免許証を返納しようとするときは、別記第二号様式の二の大麻取扱者免許証返納届に免許証を添えて、知事に提出しなければならない。

第六条の次に次の一条を加える。

（大麻草の種子の譲渡の届出）

第六条の二 大麻取扱者は、大麻草の種子を譲渡しようとするときは、譲渡しようとする日の十五日前までに、別記第五号様式の二の大麻種子譲渡届により知事に届け出なければならない。

第七条の次に次の二条を加える。
(栽培の目的等の変更)

第七条の二 大麻栽培者は、大麻の栽培の目的若しくは計画又は大麻の利用若しくは処分の方法を変更しようとするときは、変更しようとする日の十五日前までに、別記第六号様式の二の大麻栽培目的等変更届により知事に届け出なければならない。

(事故の届出)

第七条の三 大麻取扱者は、その所有し、又は管理する大麻について、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに別記第六号様式の三の大麻事故届により知事に届け出なければならない。

第九条を第十条とし、第八条の次に次の一条を加える。
(栽培状況の記録)

第九条 大麻取扱者は、大麻の栽培に当たっては、別記第七号様式の二の大麻栽培記録台帳により大麻の栽培の状況を記録しなければならない。

2 大麻取扱者は、前項の大麻栽培記録台帳を、最終の記録の日から二年間、保存しなければならない。

別記第一号様式中「平成 年大麻取扱者」を「 年大麻取扱者」に

平成 登録 番号	年	合計	平方メートル
----------------	---	----	--------

年	合計	平方メートル
登録 番号		
大麻取締法第5条第2項第2号又は第3号に該当する事実の有無		有・無

改める。

別記第二号様式の次に次の二様式を加える。

別記第2号様式の2 (第4条関係)

大麻取扱者免許証返納届

北海道知事 様

届出者 氏名

年 月 日

次のとおり大麻取扱者免許証を返納したいので、免許証を添えて届け出ます。

免許種別	免許番号	免許年月日
住所 (法人にあっては、事務所所在地)		
氏名又は名称		
免許証返納の事由及びその年月日		
所有大麻の措置		

別記第五号様式の次に次の二様式を加える。

別記第5号様式の2 (第6条の2関係)

大 麻 種 子 譲 渡 届
年 月 日
届出者 氏 名
北海道知事 様

次のとおり大麻草の種子を譲渡したいので、届け出ます。

免許種別	免許番号	免許年月日
住所 (法人にあっては、事務所所在地)		
栽培地の位置		
譲渡する理由	種	類
譲渡する大麻草の種子	重	量

議受先	住所 (法人にあっては、事務所所在地)	
	氏名又は名称	
譲渡予定年月日		

別記第六号様式の次に次の二様式を加える。

別記第6号様式の2 (第7条の2関係)

大 麻 裁 培 目 的 等 変 更 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 氏 名

次のとおり大麻の栽培の目的 (栽培の計画・利用の方法・処分の方法) を変更したいので、届け出ます。

免 許 番 号	住所 (法人にあっては、事務所所在地)	
	免許年月日	
栽培地の位置		
変 更 す る 事 項	変 更 前	変 更 後
	変 更 の 内 容	
変更の事由及びその予定年月日		

別記第6号様式の3 (第7条の3関係)

大 麻 事 故 届

年 月 日

北海道知事 様

届出者 氏 名

次のとおり事故が発生しましたので、届け出ます。

免 許 種 別	住所 (法人にあっては、事務所所在地)	免許番号	免許年月日
	氏名又は名称		
事故が生じた大麻	大麻草、大麻草の種子又は繊維等の種別	数量又は重量	
事故発生年月日			
事故発生場所			
事故発生状況			

記録簿上の筆名の次に次の一筆名を記入せよ。

別記第7号様式の2 (第9条関係)

大 麻 裁 培 記 録 台 帳 (年)

月	時期	作業項目	特 記 事 項
1	上旬		
	中旬		
	下旬		

2	上旬	
	中旬	
	下旬	
3	上旬	
	中旬	
	下旬	
4	上旬	
	中旬	
	下旬	
5	上旬	
	中旬	
	下旬	
6	上旬	
	中旬	
	下旬	
7	上旬	
	中旬	
	下旬	
8	上旬	
	中旬	
	下旬	
9	上旬	
	中旬	
	下旬	
10	上旬	
	中旬	
	下旬	

	下旬	
	上旬	
11	中旬	
	下旬	
	上旬	
12	中旬	
	下旬	

注1 「作業項目」には、種まき、間引き、収穫、乾燥、加工（製品化）、廃棄処分又は譲渡の区分を記載すること。

注2 「特記事項」には、次の各号に掲げる作業項目ごとに、当該各号に定める事項を記載すること。

- (1) 大麻草の収穫又は廃棄処分 その本数
- (2) 繊維の加工（製品化） その本数
- (3) 種子の加工（製品化）又は譲渡 その重量

別記第八号様式（別記第八号様式（第九号関係）」を「別記第八号様式（第十号関係）」とする。

別記第九号様式（別記第九号様式（第九号関係）」を「別記第九号様式（第十号関係）」とする。（法人にあっては事務所在地）」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

北海道知事 堀 達也

北海道規則第百十七号

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年北海道規則第七十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表十六の項の次に次のように加える。

十七 環境保全型ガンリン船外機（四サイクル）の設置に必要な資金（環境保全型ガンリン船外機（四サイクル）設置資金）	二百六十万円	五年以内（据置期間一年以内を含む。）
--	--------	--------------------

年月日
北海道知事 様

申請者 住所
氏名

(用紙寸法 日本工業規格A4)

附則

この規則は、平成十五年一月一日から施行する。

北海道財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年十二月二十七日

北海道知事 堀 謙 也

北海道規則第二百十号

北海道財務規則の一部を改正する規則

北海道財務規則（昭和四十五年北海道規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第五十七条を次のように改める。

（口座振替による歳入の納付）

第五十七条 納入義務者は、政令第百五十五条の規定による口座振替の請求をこまひとするときは、預金口座を設けている指定金融機関等（以下「預金先金融機関等」といふ。）に

口座振替の依頼をしなければならない。

2 納入義務者は、口座振替により歳入を納付しようとするときは、納入通知書等その他の納入に関する書類を預金先金融機関等に提出しなければならない。ただし、歳入徴収者に納入通知書等その他の納入に関する書類を預金先金融機関等へ送付させた場合は、この限りでない。

第五十七条の次に次の一条を加える。

（郵便振替による歳入の納付）

第五十七条の二 納入義務者は、政令第百五十五条の二に規定する郵便振替（自動払込みの取扱いに関する省令（昭和五十七年郵政省令第六号）第一条に規定する自動払込みの方法によるものに限る。以下「郵便振替」といふ。）の請求をこまひとするときは、通貯貯金

口座を設けている収納代理郵便官署（以下「貯金先郵便官署」といふ。）に郵便振替の申込みをしなければならない。

2 納入義務者は、郵便振替により歳入を納付しようとするときは、歳入徴収者に納入通知書等その他の納入に関する書類を貯金先郵便官署へ送付させなければならない。

第二百九十四条第二項及び第三項中「口座振替」の下に「又は郵便振替」を加える。

第二百九十八条中「収納代理金融機関」の下に「又は収納代理郵便官署」を加え、「すまやかに」を「速やかに」に改める。

附則
この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

道企業管理規程

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年12月27日

北海道公営企業管理者 西 川 昌 利

北海道企業管理規程第5号

北海道企業職員給与規程の一部を改正する規程

第1条 北海道企業職員給与規程（昭和42年北海道企業局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第3条に次のただし書を加える。

ただし、一般職の任期付職員採用に関する条例（平成14年北海道条例第67号。以下「任期付職員条例」といふ。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」といふ。）については、別表第1の2のとおりとする。

第5条第2項中「地方公務員法」を「前項の規定にかかわらず、地方公務員法」に改め、同条第3項中「法」を「前2項の規定にかかわらず、法」に改め、同条に次の1項を加える。

4 特定任期付職員の号俸の決定については、任期付職員条例の特定任期付職員の例による。

第9条第1項中「1万6千円」を「1万4千円」に、「3千円」を「5千円」に改める。

第20条の2に次の1項を加える。

2 第7条の2、第9条、第9条の3、第18条、第19条第1項、第20条及び第24条の4の規定は、特定任期付職員には適用しない。

第23条の2中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 特定任期付職員に対する前項の規定の適用は、次に掲げる当該職員が受ける別表第1の2の給料表の号俸に応じ、それぞれ次に定める額とする。

(1) 1号俸 6千円

(2) 2号俸から4号俸まで 8千円

(3) 5号俸 1万円

(4) 6号俸及び7号俸 1万2千円

第24条第3項中「100分の55」を「100分の50」に改め、同条第4項中「100分の55」を「100分の50」に、「100分の30」を「100分の25」に改める。

第24条の4の次に次の1条を加える。

(特定任期付職員業績手当)
第24条の5 条例第14条の3の特に顕著な業績を挙げたかどうかは、第5条第4項の規定により特定任期付職員の給料月額が決定された際に期待された業績に照らして判断するものとする。
 2 特定任期付職員業績手当は、12月1日(以下この項において「基準日」という。)に在職する特定任期付職員のうち、特定任期付職員として採用された日から当該基準日まで

の間(特定任期付職員手当の支給を受けたことのある者にあつては、支給を受けた直近の基準日まで)にその者の特定任期付職員としての業務に関し特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対し支給する。
 第29条に次のただし書を加える。
 ただし、特定任期付職員の給与の支給については、任期付職員条例の例による。
 別表第1を次のように改める。

別紙第1 (第3条関係)

職員の区分	職務の級		1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級		8級		9級		10級		11級				
	号	俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			
再任	1		円 -	円 -	円 185,600	円 220,600	円 238,300	円 259,100	円 278,700	円 300,100	円 334,300	円 372,300	円 421,000														
	2		121,200	171,500	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400														
	3		124,900	178,400	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800														
	4		128,700	185,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300														
	5		132,500	191,600	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400														
	6		135,100	197,000	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500														
	7		139,500	202,400	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500														
	8		144,000	207,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500														
	9		149,200	212,600	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500														
	10		155,000	217,000	251,600	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500														
	用職	11		161,000	221,400	257,900	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700													
12			167,300	225,700	263,500	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900														
13			171,900	230,000	269,000	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800														
14			175,600	233,200	274,100	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900														
15			178,800	236,200	279,200	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600														
員以		16		181,600	239,300	283,700	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200															
		17		184,300	242,200	287,800	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600															
		18		186,400	245,100	291,500	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800															
		外の職員	19		188,500	247,000	294,700	347,900	367,500	404,200	421,300	448,900															
			20		190,100		297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500															
			21				299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200															
	22					301,000	354,700	375,500	414,500	431,900																	
	23					302,900	357,000	378,000	417,900	435,500																	
	24					304,900	359,200	380,600	421,400	439,100																	
	25					306,900	361,600	383,200		442,700																	
	26					308,700	363,800	385,900		446,300																	

- (1) 縦書き告示における右方はこの告示による改正後の当該告示（以下「改正後告示」という。）における上方とし、縦書き告示における上方は改正後告示における左方とする。
- (2) 改正後告示における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、縦書き告示における文字の順序とする。
- 2 前項の規定は、縦書き告示において既に左横書きの形式を採っている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。
- （用字及び用語の整理）

第3条 縦書き告示中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改める。

1 漢数字（次に掲げるもの及び2の項に掲げるものを除く。） ア 熟語の一部として用いられているもの イ 数の単位として用いられているもの（万、億に限る。）	アラビア数字（小数点を表すなかてんはピリオドとする。）
2 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 号を第1次の段階で細分するために用いられている文字を引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」	「次」
5 促音として用いられている「っ」	「っ」
6 傍点が付けられている文字	傍点のない文字
7 「の外」又は「外」（それぞれ直前に掲げるもの以外の意味で用いられている場合に限る。）	「ほか」
8 単位を表す「耗」	「リットル」
9 動詞「基く」の語幹「基」	「基づ」
10 「取締」（「北海道議会議事堂取締規程」の表現で用いられている場合を除く。）	「取締り」
11 動詞「取締る」	「取り締まる」
12 「出入」（「出入口」の表現で用いられている場合を除く。）	「出入り」

13 道議会（「北海道議会」の表現で用いられている場合を除く。）	北海道議会
14 「称する」（「総称する」の表現で用いられている場合を除く。）	「という」
15 「承け」	「受け」
16 「面会せん」	「面会しよう」

- 2 前項の規定によることが適当でないとき、議長が定めるところによる。
（議長への委任）

第4条 この規程の施行に必要な事項は、議長が定める。
附 則
この規程は、平成15年1月1日から施行する。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則
平成十四年十一月十四日
北海道人事委員会委員長 杉 本 隆 治

北 海 道 人 事 委 員 会 規 則 一 七 一 三

北海道職員の育児休業に関する規則の一部を改正する規則
北海道職員の育児休業に関する規則（北海道人事委員会規則一七〇）の一部を次のとおり改正する。
第 四 章
第 四 節
第 一 〇 条
第 一 項
「北海道」を「道」に改める。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則をここに公布する。
平成14年12月27日
北海道公安委員会委員長 佐 野 文 男

北 海 道 公 安 委 員 会 規 則 第 8 号

北海道公安委員会規則の左横書きの実施等に関する規則
（趣旨）

第1条 この規則は、この規則の施行の際現に公布されている北海道公安委員会規則（以下「既存規則」という。）の形式を左横書きとすること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第2条 既存規則の形式は、次に定めるところにより左横書きとする。

- (1) 既存規則における右方はこの規則による改正後の既存規則（以下「改正後規則」という。）における上方とし、既存規則における上方は改正後規則における左方とする。
- (2) 改正後規則における文字（符号を含む。以下この号において同じ。）の順序は、既存規則における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既に左横書きの形式を採っている既存規則並びに既存規則において既に左横書きの形式を採っている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式並びに金属くず回収業に関する条例施行規則（昭和32年北海道公安委員会規則第2号）別記第8号様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第3条 既存規則中次の表の左欄に掲げるものは、それぞれ同表の右欄に掲げるものに改めらる。

1 漢数字（熟語の一部として用いられているもの及び2の項に掲げるものを除く。）	アラビア数字（小数点を表すなかてん又は読点はピリオドとする。）
2 号番号として用いられている漢数字	左右を括弧で囲んだアラビア数字
3 号を細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
4 文面上の位置又は方向を示すために用いられている「左」、「上欄」又は「下欄」	それぞれ「次」、「左欄」又は「右欄」
5 よう音として用いられている「よ」	「よ」
6 促音として用いられている「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
7 傍点が付されている文字	傍点のない文字
8 「且っ」	「かつ」
9 「但し」	「ただし」
10 「の外」	「のほか」

11 動詞「こえる」の語幹「こ」	「超」
12 「附」（附則として用いられている場合の「附」を除く。）	「付」

13 動詞「基く」の語幹「基」

14 「一に該当」

15 名詞「定」（熟語の一部として用いられているものを除く。）

16 「の写」

17 「負」

18 「引分」

2 前項の規定によることが適当でないと思われるときは、北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）が定めるところによる。

（警察本部長への委任）

第4条 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が定める。

附 則

この規則は、平成15年1月1日から施行する。

平成十四年十二月二十七日

金曜日

一四

毎週火・金曜日発行

(購読料金(送料とも)は月額三千四百四十円)

印編発

刷集行

富北
士海
道道
プリン
ント務
ト部
株法
式制
会文
社書
社課
道